契丹大字の解読

吉池孝一

10世紀から12世紀にかけて東アジアの北側の地域で国定の文字が次々に作られた。遼の契丹文字、西夏の西夏文字、金の女真文字、それから元のパスパ文字である。これらの文字は、国が滅ぶと共に文字使用の伝統もいつしか途絶え、解読が必要な文字として今に至った。このうち、前三者はその文字組織「のいずれかにおいて漢字に似せて作られた部分があることから、擬似漢字系文字と称される。この三者の内、西夏文字と女真文字はほぼ解明されている。最初に作られた契丹文字だけが解読の途上にあり、東アジアの未解読文字とされている。

この未解読の文字は、10世紀の初め遼 (916~1125年) で作られた。契丹文字には大字と小字の二種があり、先ず大字が作られ次いで小字が作られた。なお、遼の支配者の言語である契丹語がアルタイ諸語の一つであることは確実で、なかでも、モンゴル語の一方言とする見方が有力である。しかし契丹文字で書かれた文章自体がどの様な性格のものであるかということについては、なお検討を要するように思う。

契丹大字。大字は遼の太祖阿保機(アボキ)が 920 年に公布したもので、ふつうには表意文字主体の文字とされるが、表音節文字主体の文字との見方もある。漢字の俗字体の筆画を増減して作ったもので ²、その数 1,800 余り。漢字をそのまま利用したもの、筆画を増減して作ったもの、漢字を組み合わせて作ったものなどがある。その他に、漢字との関係を明示し得ない文字も多数ある。今のところ、大字は僅かしか解読されていない。

契丹小字。小字は太祖の弟迭刺(テツラツ)がウイグル文字の組織に学んで作っ

¹ ここで言う文字組織とは、①文字要素と文字、②文字要素を組み合わせて文字を作る 方法、③文字を互いに区別したり同類にまとめたりする方法、④表意と表音の方法、⑤縦 書き・横書き・分ち書きなどの文字配列法よりなる。

^{2 『}遼史』巻二「本紀」に「五年 (920) 春正月乙丑始製契丹大字、・・・九月・・・壬寅大字成、詔頒行之。」とある。『新五代史』巻七十二「四夷附録第一」に「至阿保機、稍并服旁諸小國、而多用漢人、漢人教之以隷書之半増損之、作文字數千、以代刻木之約」とある。

た文字である。字数少なくして通用し得るという³。大字公布より数年の後に作られた⁴。単音または音節を表わす表音文字主体の文字で、基本字(原字とも称す)は 380 ほど確認されている。この基本字をハングルのように左右上下に組み合わせ、正方形や縦長の長方形に外形をまとめあげて一つの単位とする。基本字の字形は漢字や契丹大字に似ている部分もあるが、両者との関係を明示し得ない文字も多数ある。基本字を綴り合わせて語音を表記するので、糸口さえ掴むことができれば次々と基本字の音を明らかにすることが可能である。主な資料は碑文であり、そこには漢語の人名や官職名などを小字で音写した部分がある。この借用漢語の音表記を糸口にして小字の研究はだいぶ進んでいる。

文字の認識。なお初期においては、大字と小字を正しく区別することができなかったけれど、大字の資料を「契丹文字」と認識し公表したものとしては日本の山下泰蔵1935が早い。これは静安寺(内蒙古自治区寧城県)の碑文を紹介したものである。なお、大字と小字を正しく区別したものとしては金光平・曽毅公1957が早い。

_

契丹大字の解読法を述べたものとして劉鳳翥 1979 がある。それによると「契丹大字は漢字を参照して作ったものであり、伝世の女真文字は契丹大字を参照して作ったものである。われわれは契丹小字を参照しつつ、この2方面から探求するのである。」とある。これを、方法1「漢字と女真文字の利用」と、方法2「契丹小字の利用」に分けて考えたい。初期においては方法1によって研究が進められ、その後、契丹小字の解読の進展に伴ない方法2が加えられた。

方法1「漢字と女真文字の利用」。これは「同系統の文字」として漢字と 女真文字を利用するものである。先ず漢字と大字との関係を確認する。大字 の主な資料は碑文であり、ある統計によると、その文字の種類は 1,800 余り になるという ⁵。これらの大字は縦に右から左に書かれており、外見は漢文 と酷似している。歴史書『新五代史』の記述によると、大字は漢字の俗字体 の筆画を増減して作ったものであるという(「以隷書之半増損之、作文字數

³ 『遼史』巻六十四「皇子表」に「回鶻使至、無能通其語者。太后謂太祖曰、迭刺聰敏可 使。遣迓之。相從二旬、能習其言與書、因制契丹小字、數少而該貫。」とある。

⁴ 白鳥庫吉 1898 はウイグルの使者の来貢年より推し天賛三年 (924) か天賛四年 (925) とする。

⁵ 額爾敦巴特爾 1996 の 56 頁参照。

千」)。そのうち、漢字をそのまま利用したものは約 1/5 で、「皇帝、太皇、太王、一、二、三、五、十、廿、月、日、東、南、西、北、住、仁、位、弟、工、已、百、未、高、乃、此、至、午、田、亡、寸、殿」などがある。 筆画を増して作ったものには「天」などがある。これは漢字「大」に筆画を増して作字し『大きい』という意味を表わしたもの。筆画を減じて作ったものには「馬」などがある。これは漢字「馬」の筆画を減じて作字し『馬』という意味を表わしたもの。漢字を組み合わせて作ったものには「至」などがある。これは漢字の「天」と「土」を組み合わせて『天』という意味を表わしたものである。これより明らかなように、大字の解読に当たり漢字を「同系統の文字」として利用することができるのである。

大字にはもう一つ「同系統の文字」がある。それは 12 世紀に金(1115~1234 年)で新たに作られた女真文字である。この文字で書かれた言語はツングース系で、清朝の支配者の言語である満洲語に近いこともあり、研究も進み今では辞典もある 8。この文字には、契丹文字と同様に、大字と小字があった。歴史書『金史』によると、女真大字は、金の太祖阿骨打(アクダ)の命により、完顔希尹(ワンヤンキイン)が漢字楷書に倣い契丹文字の制度によって作ったもの(「依倣漢人楷字、因契丹字制度、合本國語、製女直字。」)という。1119 年に公布された。その後、第三代皇帝熙宗の時代に女真小字が作られ1138 年に公布された。その後、第三代皇帝熙宗の時代に女真小字が作られ1138 年に公布された。をの後、第三代皇帝熙宗の時代に女真小字が作られ1138 年に公布された。かまうと小字はどこが違うか諸説あり定説を見ないが、現存する女真文字資料が表意文字と表音文字の混合であるとする点は諸家の一致するところである。ちょうど日本の漢字仮名混じり文のようなものとされる。文字数は約750。その中には、漢字に直接由来するもの、契丹文字に由来するもの、漢字や契丹文字に似ているが派生関係が明らかでないものなどがある。したがって、契丹大字の解読に当たり女真文字を「同系統の文字」として利用することができるのである。

実例。さて、「同系統の文字」の利用によって契丹大字の解読を試みた

⁶ 于寶林 1996 の 61 頁参照。

⁷ 聶鴻音 1999 の 53 頁参照。

⁸ 金啓孮編著 1984。

^{9 『}金史』巻七十三「完顔希尹」の伝に「太祖命希尹、撰本國字、備制度。希尹乃依倣漢 人楷字、因契丹字制度、合本國語、製女直字。天輔三年(1119)八月字書成、太祖大悦、 命頒行之。・・・其後、熙宗亦製女直字、與希尹所製字俱行用。希尹所撰謂之女直大字、 熙宗所撰謂之小字。」とある。さらに『金史』巻四「熙宗」に「天眷元年正月 (1138)・・・・頒女直小字。」とある。

ものとして閻萬章 1957 が早い。これは西孤山(遼寧省錦西県)出土の蕭孝 忠の墓誌として刻されている契丹文と漢文の対音対訳資料により幾つかの大 字を読んだものである。そのうちの2つの解読例を示すと次のようである。

1 例目は、漢文の中に対応する部分がある。漢文は全 12 行で末尾の 12 行目に「大安五年歳次己已十二月一日丁酉朔二十五日辛酉日辛時葬訖」とあり、これにより墓主は「大安五年十二月二十五日」に埋葬されたことがわかる。契丹文は全 18 行で 17 行目に「天□五邢十二月廿五日」(□は不鮮明な文字)とある。これより両者は対応していると見ることができる。契丹文字「釆」は漢字の「大」に対応する。「釆」は「年」に対応するわけであるが、これは女真文字「釆」(年)との類似によって確実なものとなる。契丹文字「廿」は漢字の「二十」に対応する。それ以外については、契丹文字と漢字の字形と字義は等しい。

2例目は、漢文の中に対応する部分がない。契丹文の 4 行目に「季価廿三 馬邢五月廿中日」とある。「<u>季価</u>廿三 邢」は「?(年号)二十三年」である。遼の年号の中で23 年以上続いたものに「統和」と「重煕」があり、統和23 年から大安5 年まで80 余年、重煕23 年から大安5 年まで30 余年となる。統和は大安より遠すぎる。また重煕23 年の干支は甲午であり、「廿三」の後の「馬」を「午」すなわち「馬」より作った文字とすると都合が良いことから、「季価」を年号の重煕とする。これより「季価廿三 馬邢五月廿中日」を「重煕二十三 馬年五月二十中日」とする。なお大字「中」は、現在では数字の六に相当することが分かっているが当時は明らかではなかった。この例は、直接の対音対訳資料を持たないけれど、広く情報を集め合理的な推定を試みた例である。

 \equiv

方法2「契丹小字の利用」。小字は表音文字主体の文字であり、これによって解明された契丹語の音形を参照し、それに対応する大字の音形と意味を解明する方法がある。これは有力な方法であり、今後の小字の解読の進展にともない、その重要性は増していくものとおもわれる。

実例。小字によって解明された知識を大字の解読に利用した研究のうち、比較的早い時期の論文に劉鳳翥・于寶林 1984 がある。これは遼寧省朝陽県出土の耶律延寧の墓誌として刻されている契丹文と漢文の対音対訳資料により幾つかの大字を読んだものである。1例を示すと次のようである。

漢文は全 24 行で 9 行目に「大将軍」とある。契丹文は全 20 行で 5 行目初めに「太将景」とある。さて、契丹小字の研究によると、①同一の小字を用

いて漢語の「大」と「太」の両者を区別無く音訳する。同様の状況が大字にも見られるとしたならば、漢字から借用した大字「太」で、漢語の「大」と「太」の両者を音訳し得たはずであるから、大字「太」は漢字「大」に対応する。②大字「将」は漢字をそのまま借用している。③大字「另」は、漢字「軍」に対応しており、これは漢字「軍」を音訳した女真文字「务」との類似によって確実なものとなる。以上により、大字「太将另」は漢語「大将軍」を音訳したものであるという。ここに於ける小字の利用は極簡単なものであるが、小字による契丹文の研究によって、①漢語からの借用語が使用される部分と契丹語が使用される部分が明らかにされ、②漢語借用語の音形の特徴および契丹語の音形が明らかにされるならば、それを大字の解明に利用することができる。

文字及び文の性質。なお、大字による契丹文には漢語からの借用語が大量に含まれており、現在のところ、解読の中心はそこにある。多くの場合、借用漢語の1音節は大字1字で表記されるが、時には借用漢語の1音節を2字ないし3字の大字で綴るようである。同音異義語を同じ大字で表記することも行われる。これにより、大字を表意文字ではなく表音節文字とする説があるけれど¹⁰、年月日や干支や年号など基本的な語の表記には一定の大字を使用するのがふつうであり、表意の機能が完全に失われているとも思われない。したがって、現在の研究段階では、大字による契丹文は表意文字とその文字の同音仮借の用法によって書かれているとしておく方が穏やかであろう。

上は文字の問題であるが、大字で綴られた文章はどのような性格のものであるかという問題もある。長い間漢字漢文に接してきた中国周辺の民族が文字を創製したばあい、一番困難なことは、「自前の文字」を使い自分達の言葉をどのように綴って文章に仕上げるかということであろう。自前の文字を作るより以前に、他の文字を借用して自分達の言葉を書く習慣があったならば問題は少ない。借用文字を新しい文字に置き換えてればよい。問題は、自分達の言葉を文章として書き表わす習慣が確立していなかった場合である。新たに自前の文字を作った。さあ、これから自前の文字で文を綴ろうという際にどうするか、まず参照するのは「漢字による漢文」であろう。一番簡単なことは、漢字をそのまま自前の文字に置き換えることである。そうすると文字は自前の文字で、文の骨組みは漢文ということになる。もっともその場

¹⁰ 劉鳳翥・王雲龍 2004 の 63-64 頁参照。

合の漢文は多少なりとも周辺民族語の文法が盛り込まれた変体の漢文であるかもしれない。一番困難なことは、自分達の書き言葉の形式を作り、それを自前の文字で書くことであろう。この困難な「自前の文字による自前の文章」という理想を目指しつつも、実際には「自前の文字による漢文」から「自前の文字による自前の文章」まで、さまざまな段階の文を想定する必要がある。それならば、大字による文章はどのような段階にあるのかということであるが、この点については、今後の解読の進展を待つしかない。

兀

さて、解読といえばエジプト象形文字の解読が有名である。この文字の解読においては、内容が対応したギリシア文字ギリシア語が刻されたロゼッタストーンが威力を発揮したことは良く知られている。ロゼッタストーンのような対音対訳資料は未知の文字の解読において極めて有用である¹¹。エジプト象形文字のように未知の文字が表音文字である場合、対音対訳資料により糸口を掴み、劇的な解読の進展を見ることがある。一方、未知の文字が表意文字である場合、対音対訳資料を用いて1字1字に就き解読を進めるしかない。表音文字の解読のような劇的な進展はふつう望めない。また対音対訳資料に拠る解読の本質は当て推量と言わざるを得ず、よほど特殊な条件がないかぎり、いくら断片的な対音対訳資料を集めても、解読はなかなか進まない。

その点、甲骨文字の場合はやや趣を異にする。同時代の対音対訳資料はなかったけれど、後代の「同系統の文字」即ち漢字があった。これとの比較対照によって、この文字をほぼ読み解くことができた。このような「同系統の文字」即ち後代の漢字を指して、中国の著名な文字学者である唐蘭はロゼッタストーン以上の信頼性があると述べた¹²。思うに、甲骨文字にとって後代の「同系統の文字」は、ロゼッタストーンのような断片的な対音対訳資料ではなく、不完全ではあるけれども網羅的な字典のような役目を果たしたのであろう。

一方、西夏文字の場合は、同系統の文字はなかったけれど、同時代の豊富な対音対訳資料と西夏文字西夏語の字典があった。字典の存在は、西夏文字解読にとってこの上ない幸運であり、これによって確度の高い体系的な知識

23

 $^{^{11}}$ もっとも、ペルシア楔形文字や線文字Bのように直接の対音対訳資料によらず解読の 門を開き得た例もある。モーリス・ $\mathbf{W}\cdot\mathbf{M}\cdot$ ポープ著/唐須教光訳 1982 参照。

¹² 唐 蘭 1963の下編 16 葉参照。

を比較的短期間に得ることができた。

契丹大字の場合は、今のところ好都合な条件は見出されていない。漢字漢語による対音対訳資料はあるが、契丹文と漢文は内容が補い合うもののようであり、年月日や役職名など極一部しか対応しておらず、不十分な資料と言わざるを得ない。また、西夏文字のような同時代の字典は発見されておらず、対訳語彙集のようなものもない。それならば解読はお手上げかというと、そうでもない。「同系統の文字」すなわち漢字と女真文字がある。この「同系統の文字」の利用が解読方法の1である。もっともこれは、甲骨文字にとっての後代の漢字のような纏まったものではなく、その利用にも限界がある。解読方法の2として、契丹小字によって解明された契丹語の利用がある。小字の研究は大字より一歩先に進んでおり、その成果の利用を加味した研究は進行中のようである。

おそらく、大字の表意と表音の機能がどの様に果たされているかという 点、及び大字によって綴られた文章が書き言葉としてどの程度の完成度にあ るかという点は、解読の進展とともに明らかにされるのであろうが、それと は逆に解読の途上において、文字と文の性質についてどの様な立場に立って 解読に臨むかによって、解読の結果自体が左右されることもあるかもしれ ず、慎重を期す必要があろう。

参考文献

白鳥庫吉 1898,「契丹女真西夏文字考」,『史学雑誌』第九編第十一・十二号(『白鳥庫吉 全集 第五巻 塞外民族史研究 下』(岩波書店、1970年)所収。

モーリス・W・M・ポープ著/唐須教光訳1982. 『古代文字解読の物語』, 東京: 新潮社。 山下泰蔵 1935, 「大遼大横帳蘭陵郡夫人建靜安寺碑」, 『満蒙』16 年 10 期,62-67 頁。

額爾敦巴特爾 1996,「簡論契丹大字和女真文字的比較研究」,『内蒙古大学学報 哲学社会 科学版』1996 年第 3 期,50-58 頁。

金光平・曽毅公 1957,「錦西西孤山契丹文墓誌試釋」附記,『考古学報』1957 年第 2 期,83-84 頁。

金啓孮編著 1984、『女真文辞典』、北京市: 文物出版社。

劉鳳翥 1979,「關于混入漢字中契丹大字"五"的讀音」,『民族語文』1979 年第 4 期,263-267 頁。

劉鳳翥・于寶林 1984、「《耶律延寧墓誌》的契丹大字釋讀挙例」、『文物』1984 年第 5

期,80-81 頁。

劉鳳翥・王雲龍 2004,「契丹大字《耶律昌允墓誌銘》之研究」,『燕京学報』新 17 期,61-99 頁。

聶鴻音 1999,「契丹大字解読淺議」,『民族語文』1999 年第 4 期、51-57 頁。

唐 蘭 1935. 『古文字学導論』,1935 年自序。増訂本、済南:斉魯書社、1981 年。

閻萬章 1957, 「錦西西孤山出土契丹文墓誌研究」, 『考古学報』1957 年第 2 期,69-82 頁+ 図版 1,2。

于寶林 1996,「契丹文字製字時借用漢字敵初歩研究」, 『内蒙古大学学報 哲学社会科学版』1996 年第 3 期,59-64 頁。